

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 2 3 年 3 月 2 2 日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第 6 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務する者及び法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を「教諭及び養護教諭」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。